

## 特定生産緑地の指定に向けた説明会を開催します

相模原市内の約8割の生産緑地は、令和4年に都市計画決定から30年が経過します。

都市計画決定から30年が経過するといつでも市に買取りを申し出ることが可能となり、現在適用されている税制措置がなくなるなど、生産緑地に対する制度が大きく変わります。

引き続き、都市の貴重なオープンスペースを保全するため、市とJA相模原市の共催で、これまでの税制措置などが継続される特定生産緑地の指定に関する説明会を次のとおり開催します。

### 説明会の概要

#### 1 対象

生産緑地の所有者とその家族

#### 2 主な内容

- ・ 特定生産緑地制度と税制措置
- ・ 指定スケジュール
- ・ 生産緑地の貸借 など

#### 3 体制

JA相模原市と相模原市による共催

### 日程・会場

令和2年2月	1日(土)午前10時から	JA相模原市大沢支店
2月	6日(木)午後7時から	JA相模原市新磯支店
2月	7日(金)午後7時から	JA相模原市田名支店
2月	8日(土)午前10時から	JA相模原市大野支店
2月	8日(土)午後1時30分から	JA相模原市旭支店
2月19日(水)	午前9時30分から	JA相模原市相模大野支店
2月21日(金)	午後1時30分から	JA相模原市本店

時間は約1時間を予定し、どの日程も説明内容は同じです。

## 生産緑地地区とは

### 1 趣旨

市街化区域内において、緑地や防災上の空地などの役割を持っている農地等を保全するために、一定の要件を満たす農地等を生産緑地地区として都市計画に定めるものです。

### 2 現状

現時点で826箇所、約120.8ヘクタールを都市計画決定しており、このうち約8割が令和4年に決定から30年を迎えます。

## 特定生産緑地とは

### 1 背景

平成28年5月に都市農業振興基本法に基づく「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、これまでの「宅地化すべきもの」とされてきた都市農地を、都市に「あるべきもの」ととらえることが明確化されました。

それらを受け、平成29年5月には、「都市緑地法等の一部を改正する法律」が公布され、平成30年4月1日に特定生産緑地制度が施行されました。

### 2 趣旨

生産緑地は、都市計画決定から30年が経過する日以後、所有者はいつでも市に買取り申出が可能となり、都市計画上、不安定な状態に置かれることとなります。また、固定資産税等の税制措置が適用されなくなります。

このため、30年が経過する日が近く到来する生産緑地について、所有者の意向を踏まえ、市が「特定生産緑地」として指定することで、買取り申出が可能となる時期を10年延期し、税制措置が継続されます。

これにより、引き続き生産緑地が保全され、良好な都市環境の形成が図られることが期待されます。

問い合わせ先  
都市計画課  
電話（直通）042-769-8247  
対応責任者 加藤、林